知的財産権概論

１．知的財産権の法的保護
①創作的知的財産の保護

②公正で自由な経済秩序を保つための知的財産の保護

知的財産権法の位置づけ

２．知的財産権法の保護の概要

知的財産権	保護の対象	権利の成立	権利の存続期間
特許権	発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）	設定の登録（特許庁審査官による審査）	出願日から２０年（医薬、農薬については、５年を限度に期間延長可）
実用新案権	物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）	設定の登録（特許庁、実体無審査）	出願日から１０年（H17.4.1 以降の出願）
意匠権	物品（組物の意匠を除き、物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの	設定の登録（特許庁審査官による審査）	設定登録の日から１５年
商標権	文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（標章）であって、業として、商品を生産等する者が商品について使用するもの、役務を提供などする者が役務について使用するもの	設定の登録（特許庁審査官による審査）	設定登録の日から１０年（更新可）
著作権	著作物（思想又は感情を創作的表現したもので、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの）	創作	著作者の死後５０年(映画は公表後７０年)
不正競争の防止	営業秘密、販売開始から３年未満の商品形態など	販売などによる	
回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置	設定の登録	登録の日から１０年
育成者権	植物新品種	設定の登録（農林水産大臣による審査）	登録の日から２５年、永年性植物は３０年

３．特許法
３－１．特許を受けるための要件
　「発明」: 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの（特許法第２条第１項）

発明の特許要件
「産業上利用することができる発明」
「新規性」
「進歩性」

手続きのための要件
　明細書、特許請求の範囲の記載要件
　先願
公序良俗違反でない
①発明に該当しないもの
　単なる発見
　自然法則に反するもの
　自然法則を利用しないもの
　技術的思想ではないもの
　示されている手段によっては発明の課題を解決することが明らかに不可能なもの

反復可能性について（黄桃事件：最高裁平成１２年２月２９日判決平１０（行ツ）１９）

②産業上利用できること（特許法第 29 条柱書）
　実際上明らかに実施できないもの
　個人的にのみ利用され、市販などされる可能性がないもの
　人間を手術、治療又は診断する方法

③新規性（特許法第 29 条第１項各号）
・　特許出願前に日本国内又は外国において公然と知られた発明
　　テレビで放映された
・　特許出願前に日本国内又は外国において公然と実施をされた発明

店頭で販売された

・　特許出願前に日本国内又は外国で発表された論文や書籍など刊行物に記載された発明や電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明（インターネット上で公開された）

④新規性喪失の例外（特許法第 30 条）

・　試験を行う
・　刊行物に発表する
・　インターネットで発表する
・　特許庁長官が指定する研究集会で発表する
・　特許庁長官が指定する博覧会に出品する

など

これらにより新規性がなくなった発明についても、このような発表自体については、新規性がなくなったこととする例外的規定

例外規定による救済を受けるためには

・　公表した日から 6 月以内に特許出願すると同時に、この例外規定の適用を受けたい旨の書面を提出（願書にその旨表示してもよい）
・　特許出願日から 30 日以内にこれらの公表などの事実を証明する書面を提出

指定学術団体として、大学、独立行政法人、公設試験研究機関も指定を受けられる。

発表と出願の関係

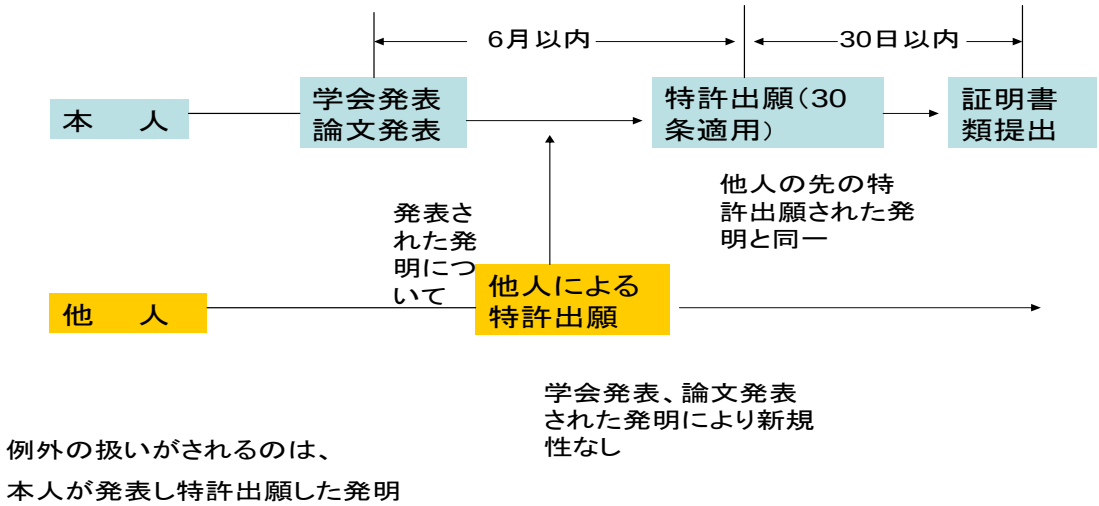

⑤進歩性（特許法第 29 条第２項）

・　容易に発明をすることができた

→　　進歩性なし

当業者：発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者

公知の技術を単に寄せ集めただけ

公知の技術の要素を他の公知の技術で使用されている要素と置き換えただけ

技術分野が関連している

作用・機能・課題が共通している

⑥先願（特許法第３９条、第２９条の２）

・　同じ発明については、先に特許出願をした者に特許が付与される（発明を早く公開しようとした者を保護）

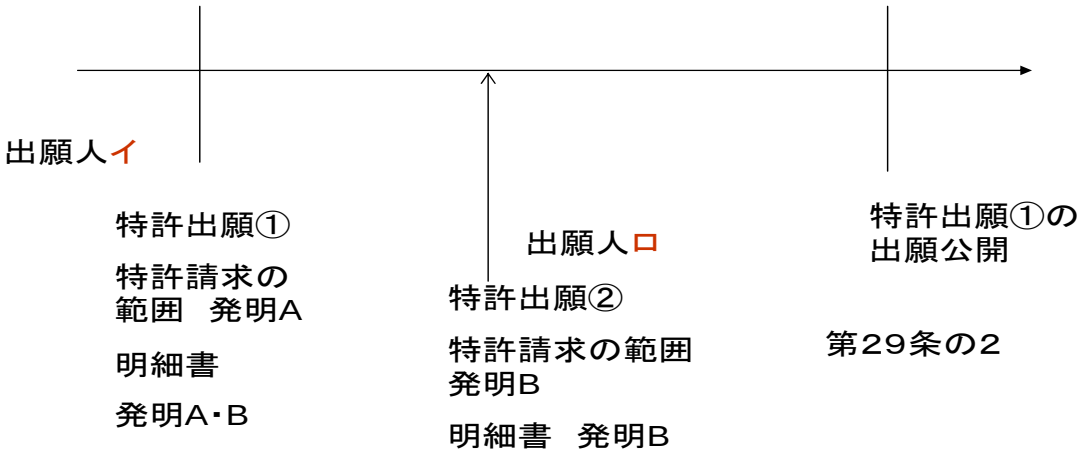

⑦明細書、特許請求の範囲の記載要件（特許法第３６条）

・　明細書（発明の詳細な説明）　　明確かつ十分に記載

・　特許請求の範囲　特許を受けようとする発明を明確、簡潔に

特許権の権利範囲が不明確とならないように、発明が正確に把握できるように

特許請求の範囲

明細書

発明の名称、技術分野、背景技術、発明が解決しようとする課題、課題を解決するための手段、発明の効果、発明を実施するための最良の形態（実施例）、産業上の利用可能性

図面の簡単な説明

図面

⑧特許を受けることができる者
　発明者
　承継人

　特許出願をするための資格
　　権利能力
　　「人」（法律上自然人）
　　「法人」（法律上人としての地位を認められた団体）
　　法人格のない団体名義で特許出願はできない

３－２．従業者の発明（職務発明）
　職務発明　会社の仕事として研究開発をした結果完成した発明
　　×　自由発明（職務発明以外の発明）
　従業者：特許を受ける権利
　使用者：通常実施権（無償で発明を実施できる）
　会社は、事前に従業者から職務発明に係る特許権等を譲り受ける（予約承継）契約、勤務規則をさだめることができる
　権利等を承継した場合は、会社は従業者に相当の対価を支払わなければならない。
　　（特許法第３５条）

ピックアップ装置発明補償金請求事件（最高裁判決）
平成７年提訴（平成１１年控訴、平成１３年上告）
　被告　オリンパス光学工業
　原告　職務発明当時　研究者
　対象技術　　ＣＤ読み取り機構の小型化技術
　原告算定対価額　　二審時：２８億１５２０万円
　　提訴額　　約５２２０万円
　　裁判所の認定した相当の対価の額
　　２５０万円（一審時：同額）
　　最高裁上告棄却により平成１５年４月２２日確定

青色発光ダイオード発明補償金請求事件（東京高裁和解）
平成１３年提訴（平成１６年控訴）
　被告　日亜化学工業

原告　職務発明当時　研究者
対象技術　　青色発光ダイオード関連技術
原告算定対価額　　当初　２０億円
　　対価額の訂正　　２００億円
　東京地方裁判所の認定した相当の対価の額　　約６００億円
　　原告の請求額を超えることはできない　→　２００億円

　東京高等裁判所に控訴、和解成立　　対価　約６億円

職務発明規定の課題

課題 1

裁判の中で、「相当の対価」が算定され、その額とすでに使用者と従業者とで定めた対価の額との差額を支払わなければならないことになるため、使用者と従業者とで、自主的に職務発明の対価を定めることが難しい。

課題 2

従業者にとって、「自己の発明に対する使用者の評価について納得しにくい。」

使用者が、対価として支払う額を一方的に定める状況がある。評価が納得しにくいので、発明意欲が減退する。

課題 3

使用者にとって、従業者にどのような額の対価を支払えば、訴訟を提起されるリスクがないのかわかりにくい。

職務発明をも含めた研究開発投資額を事前に予測することが困難である状況の中で、積極的な事業展開が阻害されるおそれもある。

課題 4

裁判所によって「相当の対価」が算定されるが、その基準が明確とはいえない。相当の対価を算定するにあたって、「使用者が受けるべき利益」、「使用者が貢献した程度」が考慮されることが規定されているが、種々の事情があるにもかかわらず、考慮される要素が不十分である。

特許法第 35 条の改正

①職務発明の「相当の対価」は、使用者と従業者の間での自主的な取決めに委ねることを原則とする。

②対価について、当事者間で自主的に「定め」ていない場合や、対価を決定するプロセスで、①の「自主的な取決め」によることが不合理であれば、従前どおり、訴訟において裁判所が「相当の対価」を算定する。

③裁判所による「相当の対価」の算定にあたっては、実質的な手続きなどの様々な事情を

考慮することができることとする。

具体的な考慮要素は、

その発明に関連して使用者が行う、負担、貢献、従業者の処遇

であり、その他の事情として、例えば、発明を完成させるために使用者が行ったリスクが、必要に応じて考慮される。

研究者からみた評価を反映すべき指標

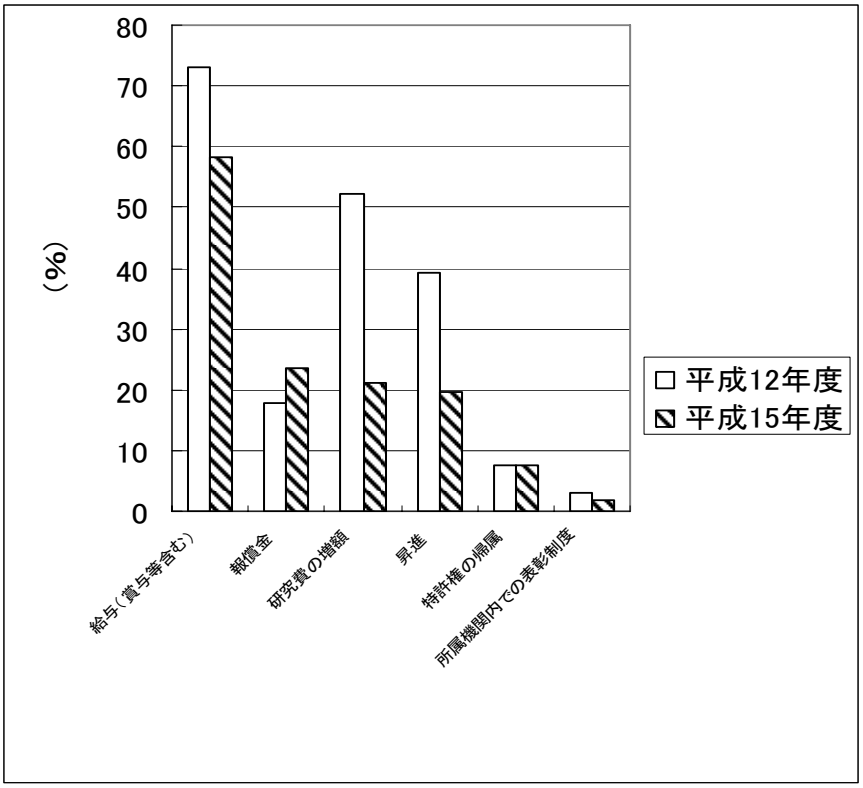

（データ出所：「我が国の研究活動の実態に関する調査報告（平成１５年度）」平成１６年９月文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課）

３－３．国内優先権制度

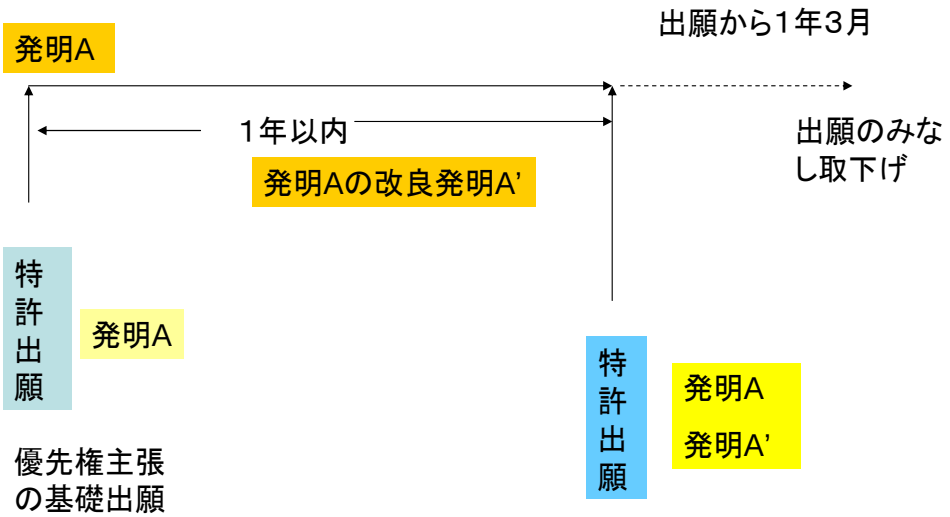

３－４．国際出願

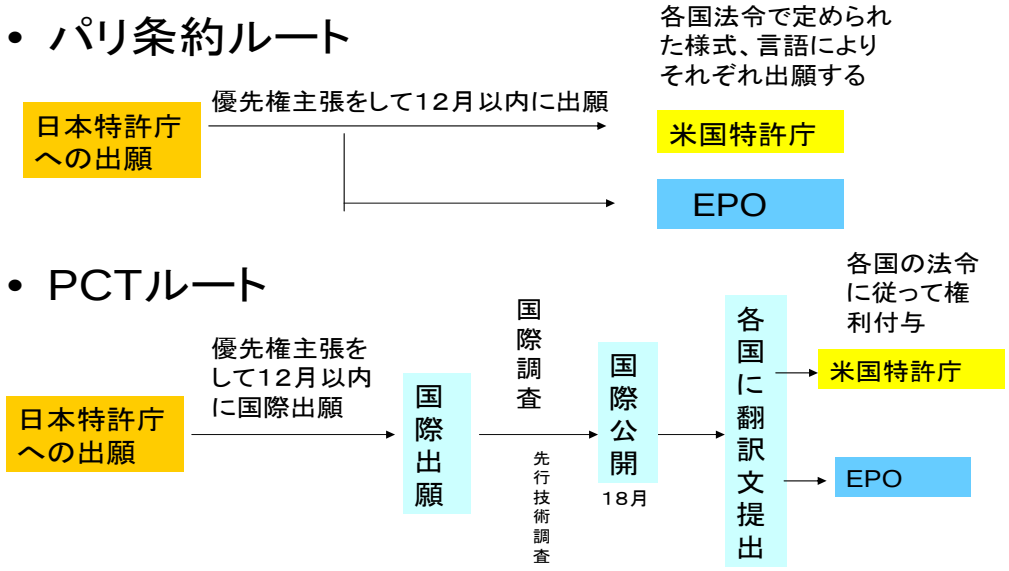

３－５．用途発明

３－５．ソフトウェア発明、ビジネスモデル発明